



# 鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)  
号外第 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則（8）（税務課）・・・・・・・・・・ 3

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

## 1 規則の改正理由

行政不服審査法の全部改正及び鳥取県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 行政庁に対する不服申立ての方法が審査請求に一元化されること等に伴い、次の規則について所要の規定の整理を行う。

ア 鳥取県税条例施行規則

イ 鳥取県公有財産事務取扱規則

ウ 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

エ 職員の退職手当の支給に関する規則

オ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

カ 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

キ 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則

(2) 鳥取県税条例施行規則について、申請による換価の猶予の承認通知書等の様式を定める。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第 8 号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収猶予の手続)</p>	<p>(徴収猶予の手続)</p> <p><u>第13条 法第15条第 1 項又は第 2 項の規定により徴収の猶予を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納付すべき県税の年度、税目、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(3) <u>徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間</u></p> <p>(4) <u>分割納付の方法により徴収の猶予を受けようとする場合には、その分納金額及びその納付すべき期限</u></p> <p>(5) <u>法第15条第 1 項又は第 2 項の徴収猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、提供しようとする法第16条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項</u></p> <p>2. <u>法第15条第 3 項の規定により徴収猶予期間の延長を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>徴収猶予期間の延長を受けようとする県税の年度、税目、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>徴収猶予期間の延長を受けようとする理由及びその期間</u></p> <p>(3) <u>前項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に相当する事項</u></p> <p>3. <u>法第15条第 4 項（法第144条の29第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、第11号様式による承認通知書で、不承認の通知は第11号様式の 2 による不承認の通知書で、</u></p>
<p><u>第13条 法第15条の 2 の 2 第 1 項（法第144条の29第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は第11号様式による承認通知書で、<u>法第15条の 2 の 2 第 2 項（法第</u></u></p>	<p><u>第13条 法第15条の 2 の 2 第 1 項（法第144条の29第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、<u>第11号様式</u>による承認通知書で、不承認の通知は第11号様式の 2 による不承認の通知書で、</u></p>

144条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定による徴収猶予又は期間延長の不承認の通知は第11号様式の2による不承認通知書でなければならない。

2 略

(職権による換価の猶予の手続)

第15条 法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定による職権による換価の猶予又は期間延長の通知は、第12号様式による通知書でなければならない。

2 法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第3項の規定による職権による換価の猶予の取消しの通知は、第12号様式の2による通知書でなければならない。

(申請による換価の猶予の手続)

第15条の2 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定による申請による換価の猶予又は期間延長の承認の通知は第12号様式による通知書で、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第2項の規定による申請による換価の猶予又は期間延長の不承認の通知は第12号様式の3による通知書でなければならない。

2 法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項の規定による申請による換価の猶予の取消しの通知は、第12号様式の2による通知書でなければならない。

第12号様式 (第15条、第15条の2関係)

第 号	換価猶予(期間延長)通知書
下記のとおり(納税担保を条件として)地方税法第 条の規定により、滞納処分による財産の換価を猶予(する期間を延長)しましたから通知します。 年 月 日 県税事務所長 氏 名 印	
略	

第12号様式の2 (第15条、第15条の2関係)

第 号	換価猶予の取消通知書
略	
地方税法第 条において準用する同法第15条の3第1項の規定により、上記換価の猶予を取り消したので、同条第3項の規定により通知しますから	

認通知書でなければならない。

4 略

(換価の猶予に伴う手続)

第15条 法第15条の5第3項において準用する法第15条第4項前段の規定による換価の猶予又は期間延長の通知は、第12号様式による通知書でなければならない。

2 法第15条の6第2項において準用する法第15条の3第3項の規定による換価の猶予の取消しの通知は、第12号様式の2による通知書でなければならない。

第12号様式 (第15条関係)

第 号	換価猶予(期間延長)通知書
下記のとおり(納税担保を条件として)地方税法第15条の5の規定により、滞納処分による財産の換価を猶予(する期間の延長)をしましたから通知します。 年 月 日 県税事務所長 氏 名 印	
略	

第12号様式の2 (第15条関係)

第 号	換価猶予の取消通知書
略	
地方税法第十五条の六第一項の規定により、上記換価の猶予を取り消したので、同条第二項の規定により通知しますから直ちに完納してください。	

<p>直ちに完納してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">県税事務所長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">〔納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称〕様</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">県税事務所長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">〔納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称〕様</p>
<p>お知らせ</p> <p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>お知らせ</p> <p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その1からその15まで及び第1号様式の4その1からその4までの規定中「60日以内」を「3か月以内」に改める。

第3号様式の2中「六十日以内」を「3か月以内」に、「60日以内」を「3か月以内」に改める。

第4号様式から第5号様式まで、第5号様式の2その1からその5まで、第6号様式の2、第7号様式、第10号様式及び第11号様式から第11号様式の3まで中「60日以内」を「3か月以内」に改める。

第12号様式の2の次に次の1様式を加える。

第12号様式の3（第15条の2関係）

換価猶予（期間延長）不承認通知書		
納税者又は特別徴収義務者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
<p>年 月 日申請のあった換価猶予（の期間延長）については、承認できませんから通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 氏 名 印</p>		

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                 納 税 者 又 は 特別徴収義務者             </div> <div style="margin: 0 10px;">の氏名又は名称</div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="margin-left: 10px;">様</div> </div>
--

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第13号様式の2、第15号様式、第15号様式の2、第16号様式、第17号様式その2、第26号様式の2、第53号様式の3、第53号様式の6から第53号様式の8まで、第55号様式、第57号様式の2、第58号様式、第61号様式、第62号様式の2、第62号様式の6、第62号様式の7、第64号様式の12その1及びその3からその5まで、第64号様式の16、第64号様式の17並びに第80号様式中「60日以内」を「3か月以内」に改める。

（鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正）

第3条 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p>その1（会議室等の使用、職員等の駐車場としての使用以外の使用を許可する場合）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>年 月 日付けて申請があった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により別紙の条件を付して許可をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">許 可 条 件</p> <p>1～18 略</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u></p>	<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p>その1（会議室等の使用、職員等の駐車場としての使用以外の使用を許可する場合）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>年 月 日付けて申請があった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により別紙の条件を付して許可をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">許 可 条 件</p> <p>1～18 略</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、</p>

に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 略

その2・その3 略

様式第12号（第16条関係）

略	
教示	<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 略</p>

鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、上記の審査請求に対する裁決に不服がある場合には、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に再審査請求をすることができます。

2 略

その2・その3 略

様式第12号（第16条関係）

略	
教示	<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p><u>また、上記の審査請求に対する裁決に不服がある場合には、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に再審査請求をすることができます。</u></p> <p>2 略</p>

（鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第4条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>入院措置決定通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>	<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>入院措置決定通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1～6 略

7 この入院措置又は病院の処遇に不満がある場合は、退院させ、又は処遇の改善のために必要な措置を指示するよう、鳥取県知事に対して請求をすることができます。

また、この入院措置に不服がある場合は、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この入院措置の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

これらの点について詳しくお知りになりたいときは、鳥取県福祉保健部障がい福祉課又は最寄りの保健所にお問い合わせください。

8 この入院措置の取消しを求める訴えは、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。）提起することができます。なお、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この入院措置の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この入院措置に対する審査請求をした場合には、この入院措置の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1～6 略

7 この入院措置又は病院の処遇に不満がある場合は、退院させ、又は処遇の改善のために必要な措置を指示するよう、鳥取県知事に対して請求をすることができます。

また、この入院措置に不服がある場合は、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

これらの点について詳しくお知りになりたいときは、鳥取県福祉保健部障がい福祉課又は最寄りの保健所にお問い合わせください。

8 この入院措置の取消しを求める訴えは、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。）提起することができます。なお、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この入院措置の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この入院措置の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)



第5条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第23号（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <p style="text-align: center;">退職手当支給制限処分書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">（退職手当管理機関） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">第17条第1項 職員の退職手当に関する条例 第19条第1項の規定に</p> <p>より、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）</u>。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に<u>鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となる。）</u>提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">金 円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>	<p>様式第23号（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <p style="text-align: center;">退職手当支給制限処分書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">（退職手当管理機関） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">第17条第1項 職員の退職手当に関する条例 第19条第1項の規定に</p> <p>より、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日以内に(1)</u>に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に<u>(2)</u>を被告として<u>（被告を代表する者は(3)）</u>提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その<u>不服申立てに対する判決又は決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">金 円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)</p>

様式第24号（第26条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第19条第1項  
職員の退職手当に関する条例の規定に  
第19条第2項

より、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24号（第26条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第19条第1項  
職員の退職手当に関する条例の規定に  
第19条第2項

より、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分について不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円
略
(裏面)
略
<p>様式第25号 (第27条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p style="text-align: center;">退職手当支払差止処分書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(退職手当管理機関) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる</u> (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。)。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に<u>鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は ) となる。</u>提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる</p>

金 円
略
(裏面)
略
<p>備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。</p> <p>2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。</p> <p>3 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>様式第25号 (第27条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p style="text-align: center;">退職手当支払差止処分書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(退職手当管理機関) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日以内に(1)に対してすることが</u>できる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に<u>(3)を被告として(被告を代表する者は(4)) 提起することが</u>できる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月</u></p>

(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略  
(裏面)  
略

様式第26号 (第27条関係)

(表面)  
退職手当支払差止処分書  
年 月 日  
様  
(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。)。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は )となる。)提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを

内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略  
(裏面)  
略

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。  
2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第26号 (第27条関係)

(表面)  
退職手当支払差止処分書  
年 月 日  
様  
(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできな

提起することはできない。)。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

略  
(裏面)  
略

様式第27号（第27条関係）  
(表面)  
退職手当支払差止処分書  
年 月 日  
様  
(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。  
なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。  
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥取県を被告として(訴訟において

い。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

略  
(裏面)  
略

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。  
2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第27号（第27条関係）  
(表面)  
退職手当支払差止処分書  
年 月 日  
様  
(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。  
なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。  
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する



とができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

略

(裏面)

略

様式第29号（第28条関係）

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として（被告を代表する者は(4)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

略

(裏面)

略

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第29号（第28条関係）

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。

の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。)

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

略

(裏面)

略

様式第30号 (第28条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第20条第1項の規定に  
職員の退職手当に関する条例 第21条第1項

より、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる(なお、この命令書を受けた日

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

略

(裏面)

略

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第30号 (第28条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第20条第1項の規定に  
職員の退職手当に関する条例 第21条第1項

より、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。



の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分  
の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を  
することはできない。)

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法  
の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算  
して6か月以内に鳥取県を被告として（訴訟において  
鳥取県を代表する者は となる。）提起することが  
できる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算  
して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から  
起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを  
提起することはできない。）。ただし、この処分につ  
いて審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴  
えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の  
翌日から起算して6か月以内に提起することができる  
（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算し  
て6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起  
算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提  
起することはできない。）。

記

金 円

略

(裏面)

略

様式第31号（第29条関係）

(表面)

職員の退職手当に関する条例第22条第1項に規  
定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をした  
ことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知  
書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎  
となる職員としての引き続きた在職期間中に下記の退  
職をした者が懲戒免職等処分を受けるべき行為をした

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法  
の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算  
して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する  
者は(3))提起することができる（なお、この命令書  
を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって  
も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過する  
とこの処分の取消しの訴えを提起することはできな  
い。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起  
算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処  
分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又  
は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以  
内に提起することができる（なお、その裁決又は決定  
の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であ  
っても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1  
年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起するこ  
とはできない。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法  
の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算  
して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する  
者は(3))提起することができる（なお、この命令書  
を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって  
も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過する  
とこの処分の取消しの訴えを提起することはできな  
い。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起  
算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処  
分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又  
は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以  
内に提起することができる（なお、その裁決又は決定  
の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であ  
っても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1  
年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起するこ  
とはできない。）。

記

金 円

略

(裏面)

略

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)  
には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)に  
は取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者  
を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすこ  
と。

様式第31号（第29条関係）

(表面)

職員の退職手当に関する条例第22条第1項に規  
定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をした  
ことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知  
書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



下期の退職をした者に対しその退職に係る一般の退  
職手当等の額が支払われた後において、その者がその  
一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として

ことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第22条第1項の規定により通知する。

この通知を受けた者は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に下記の退職をした者が懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じられることがある。

記

略

(裏面)

略

様式第32号（第30条関係）

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



第22条第1項  
職員の退職手当に関する条例第22条第2項の規定に  
第22条第3項

より、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は となる。）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算

の引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第22条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

略

(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とするこ  
と。

様式第32号（第30条関係）

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



第22条第1項  
職員の退職手当に関する条例第22条第2項の規定に  
第22条第3項

より、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって

して6か月以内であっても、この処分の日<sup>1</sup>の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日<sup>2</sup>の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

略

(裏面)

略

様式第33号（第30条関係）

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第22条第4項  
職員の退職手当に関する条例の規定に  
第22条第5項

より、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日<sup>2</sup>の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできない。）。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算

も、この処分の日<sup>1</sup>の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日<sup>2</sup>の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

略

(裏面)

略

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号（第30条関係）

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第22条第4項  
職員の退職手当に関する条例の規定に  
第22条第5項

より、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第3条 条例第4条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">前年度における不利益処分に関する<u>審査請求</u>の件数</td> </tr> </table>	略		不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	前年度における不利益処分に関する <u>審査請求</u> の件数	<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第3条 条例第4条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">前年度における不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の件数</td> </tr> </table>	略		不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況	前年度における不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の件数
略									
不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	前年度における不利益処分に関する <u>審査請求</u> の件数								
略									
不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況	前年度における不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の件数								

(日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第8条 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則（平成21年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号の2及び様式第5号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。